平成２４年（フ）第３２８１号
神奈川県藤沢市本町３丁目２－３
破産者　久保田雅己
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２８２号
神奈川県藤沢市本町３丁目２－３
破産者　久保田千恵子（旧姓小柴）
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３２０号
埼玉県川越市大字古谷本郷1610―277
破産者　田原美代子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３２１号
埼玉県川越市大字古谷本郷1610―277
破産者　三木　洋平
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３２２号
埼玉県川越市大字古谷本郷1610―277
破産者　三木　理恵（旧姓田原）
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３４６号
東京都墨田区両国４丁目３－２―202
破産者　雲林院美代子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３８２号
東京都台東区千束１―11―11―604、住民票上の住所埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目77
破産者　戸田　茂夫
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４１２号
東京都八王子市大和田町１丁目17―９―405
破産者　相馬　　進
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４１３号
東京都台東区千束３丁目27―６
破産者　吉成利喜子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４３１号
東京都葛飾区東水元１丁目13―６―103
破産者　根本ゑみ子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４３９号
東京都大田区矢口３－８－４―202、住民票上の住所東京都目黒区下目黒３丁目12―11―１Ｆ
破産者　天動こと　臼井　　透
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４４０号
東京都大田区矢口３－８－４―202、住民票上の住所東京都目黒区下目黒３丁目12―11―１Ｆ
破産者　臼井みどり
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５号
栃木県鹿沼市栃窪1187番地７
破産者　株式会社オックス電子
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６号
栃木県宇都宮市平松本町921番地、開始決定時の住所栃木県宇都宮市下岡本町2098番地３
破産者　楠田　俊裕
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1060―25　鬼怒川温泉マンション817、住民票上の住所栃木県宇都宮市石井町1363番地６
破産者　楠田　俊彦
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４９号
栃木県宇都宮市平松町559番地
破産者　株式会社グリーンファーマシー
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４７６４号
東京都江東区亀戸２丁目６－４―1117
破産者　松永　　明
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３３０号
東京都世田谷区砧１丁目６番１号
破産者　エスユー建装株式会社
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２２１号
東京都港区虎ノ門３丁目７番７号
破産者　株式会社アートモバイル
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６５７号
東京都墨田区堤通１丁目５－９―703
破産者　大川　和久
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５０５号
茨城県結城市大字上山川5710番地
破産者　有限会社佐川設計
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７８７号
埼玉県春日部市内牧4206―３
破産者　島村　　正
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部